

【緊急】一部封鎖措置の強化・新規実施等

【ポイント】

● 11月15日夜、首相府は封鎖措置に係る以下の強化及び新規実施等を決定した旨、コミュニケで発表しました。

1 一部封鎖措置の強化・新規実施（11月17日から15日間実施）

（1）以下の32県については、20時から翌朝5時までの外出禁止を実施する（29県から32県に増加）。

アルジェ県、ブーメルデス県、テイセムシルト県、バトナ県、ブイラ県、ビスクラ県、ヘンシェラ県、ムシラ県、メデア県、ブリダ県、ボルジ・ブ・アレリジ県、ティパザ県、ウアルグラ県、コンスタンティーヌ県、オラン県、セティフ県、アンナバ県、ベジャイア県、アドラール県、テベッサ県、トレムセン県、ティアレット県、ティジ・ウズ県、ジジェル県、ゲルマ県、イリジ県、ティンドウーフ県、アイン・ティムシェント県、エルウェッド県、ラグアット県、スーカハラス県及びウメル・ブアーギ県。

（2）スポーツ施設、リラクゼーション施設、娯楽施設、海岸、青少年センター及び文化センターを閉鎖する。

（3）家電製品店、家庭用品・装飾店、寝具店、スポーツ用品店、ゲーム・玩具店、商店街、美容院及び菓子屋は15時以降閉店する。

（4）カフェ、レストラン、ファーストフード店の営業活動は、持ち帰り販売のみに限定され、15時以降閉店を実施する。

2 一部封鎖措置（上記外出禁止及び店舗等の閉鎖、時間制限措置）が取られない16県

シュレフ県、ベシャール県、タマンラセット県、ジェルファ県、サイダ県、スキクダ県、シディ・ベラベス県、モスタガネム県、マスカラ県、エル・バヤード県、エル・タルフ県、ミラ県、アイン・デフラ県、ナーマ県、ガイルダイヤ県及びブリザンヌ県。

3 あらゆる種類の集まりや家族間の集い、とりわけ結婚、割礼の祝宴や墓地での集い等その他行事の国内全土における禁止措置を維持する。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

- アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

- 当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

- 外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>